



19生推第3の3号
平成19年11月19日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿
専修学校を置く各国立大学長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

上月 正 博



(印影印刷)

専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて(通知)

専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等（授業料のほか、実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員を指す。以下同じ。）及び諸会費等（学生自治会費、同窓会費、父母会費、障害保険料などを指す。以下同じ。）の取扱いについては、平成18年11月27日及び12月22日の最高裁判所判決を踏まえ、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として、納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること等を受験生及び保護者に対して明確にするようお願いしてきてきたところです（平成18年12月28日付文科高第536号「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて（通知）」）。

このたび、社団法人全国消費生活相談員協会より専修学校各種学校関係団体に対して、調査対象とした専門学校の募集要項に「一旦納入された学費は一切返金できません」など消費者契約法上、不適切な条項等が見られるため早急に対応策を講じるよう二度にわたり要望がありました（別添（参考）同協会ホームページ掲載資料）。

については、消費者保護関係部局・機関等と連携を図りつつ実態を把握の上、適切な指導を行い、改めて上記通知の周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係 浅原、萩原
電話：03-6734-2939